

※下記の注意事項をよくお読みください。

# 委任状

佐世保市長 様

委任者 (証明書等が必要な方)

現住所  
(法人所在地)

電話番号

氏名  
(法人名称) 印

生年月日  
大・昭・平 年 月 日

私は、下記のことを代理人と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

令和 年 月 日

受任者 (代理人、窓口へ来られる方)

電話番号

現住所

氏名

委任事項 (委任する事項に☑をしてください)

市民税関係	<input type="checkbox"/> 所得課税証明 (非課税証明)	納税証明	<input type="checkbox"/> 市県民税
	<input type="checkbox"/> 滞納のない証明書		<input type="checkbox"/> 固定資産税
	<input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 法人市民税
固定資産税関係	<input type="checkbox"/> 無資産証明	<input type="checkbox"/> 名寄帳	<input type="checkbox"/> 国民健康保険税
	<input type="checkbox"/> 資産証明	<input type="checkbox"/> 償却資産明細書	<input type="checkbox"/> 軽自動車税
	<input type="checkbox"/> 評価証明	<input type="checkbox"/> 固定資産台帳	
	<input type="checkbox"/> 公課証明	<input type="checkbox"/> その他 ( )	

## 【注意事項】

- ◎委任状は、委任する人が全て記入し押印してください。
- ◎訂正箇所は、委任者の印を押してください。
- ◎委任事項以外の申請はできません。
- ◎委任の内容について委任者に確認する場合がありますので、ご了承ください。
- ◎窓口に来られる方は、運転免許証や健康保険証など本人と確認ができる書類をお持ちください。
- ◎委任者が法人の場合は、法人印(法人名が全て読み取れる印鑑)を押してください。  
名称の欄には法人名に加えて代表者の肩書・氏名も記入してください。
- ◎委任状を偽造して証明書を取得した場合には、刑法第159条、第161条により刑事罰の対象になります。

刑法第159条(私文書偽造等罪)……3月以上5年以下の懲役、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金  
刑法第161条(偽造私文書等行使罪)……3月以上5年以下の懲役、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金